練馬区カーボンニュートラル化設備設置等補助金窓口業務委託に係るプロポーザル募集要領

1 目的

本要領は、「練馬区カーボンニュートラル化設備設置等補助金窓口業務委託」についての 最適な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から 選定を行うプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 件名

練馬区カーボンニュートラル化設備設置等補助金窓口業務委託

(2) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※ただし、成績評価を行った結果、優秀であると評価された場合、最高3年(更新2回)の随意契約を行うことがある。

(3) 履行場所

練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所本庁舎18階 環境部環境課地球温暖化対策係

(4) 業務内容

仕様書(別紙1)による

(5) 概算経費

13,302,000円 (税込)

※概算経費を超えた見積価格の提案は無効とする。

3 参加資格および欠格条項

3-1 参加資格

つぎの条件をすべて満たすこと。

- (1) 官公庁で再エネ・省エネ設備設置に係る補助金窓口業務委託または、これに類似する業務実績があること。
- (2) 提案書提出時において、練馬区での競争入札参加資格を有していること。

3-2 欠格条項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項 において準用する場合を含む。)の規定に該当する者。
- (2) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」(昭和61年4月 1日練総経発第394号) による指名停止期間中である者。
- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」(平成22年8月2日22練総経第335号) による入札参加除外措置期間中である者。
- (4) 法人事業税(特別法人事業税を含む)、法人税、消費税及び地方消費税を、所得税、

消費税および地方消費税を滞納している者。

(5) 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。)にある者。

4 選定方法

4-1 日程(予定)

募集要領等の公表	令和7年11月10日(月)
質問受付期間	令和7年11月10日(月)から
	令和7年11月25日(火)午後5時まで
質問回答日	令和7年12月1日(月)
参加表明書提出期限	令和7年12月1日(月)午後5時まで
提案書類提出期限	令和7年12月18日(木)午後5時まで
一次審査 結果通知	令和8年1月9日(金)
二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)	令和8年1月16日(金)
二次審査 結果通知	令和8年1月23日(金)

4-2 質問回答

募集に関する質問は以下のとおり行うこと。

- (1) 質問期間 令和7年11月10日(月)から令和7年11月25日(火)午後5時まで ※期限を過ぎた質問は受け付けない。
- (2) 質問方法 電子メール 送信時の件名は「補助金窓口プロポーザル質問」とすること。
- (3) 担当部署 練馬区環境部環境課地球温暖化対策係 (e-mail) kankyou03@city.nerima.tokyo.jp
- (4) 回答方法 令和7年12月1日(月)に参加表明書提出者全員に質問者名を記せず、 電子メールで回答する。

4-3 参加表明書の提出

参加を希望する者は以下のとおり参加表明書(様式1)を提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年12月1日(月)午後5時まで ※期限を過ぎた参加表明は受け付けない。
- (2) 提出方法 電子メール 送信時の件名は「補助金窓口プロポーザル参加」とすること。
- (3) 担当部署 練馬区環境部環境課地球温暖化対策係 (e-mail) kankyou03@city.nerima.tokyo.jp

4-4 提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和7年12月18日(木)午後5時まで
- (2) 提出方法 提出場所に郵送または持参すること。 郵送する場合には郵送物の所在が追跡可能な方法によるものとすること。 持参の場合の受付時間は開庁日の午前9時~午後5時とする。
- (3) 提出場所 練馬区役所本庁舎18階 環境部環境課地球温暖化対策係 ※提出期限後の提案書等の差替えおよび再提出は認めない。
- (4) 提出書類 つぎの書類を提出すること。

No.	提出書類名	様式	提出部数	
1	会社概要	様式2		
2	受託実績報告書	様式3		
3	業務人員体制	様式4		
4	個人情報保護の取組	様式5	各1部	
5	提案書	様式6		
6	見積書			
0	(参考として令和9・10年度の見積書も提出すること)			
7	財務情報等シート	様式7		
8	直近の決算に係る財務諸表(貸借対照表、損益計算書)			
9	東京電子自治体共同運営サービスの競争入札参加資格		各1部	
9	受付票の写し(裏面印鑑証明部分も含む)	— T Hb		
10	法人の登記事項証明書			
10	(6か月以内に発行されたもの。写しでも可)			

- ※ $No.1 \sim 6$ は、記載の順に製本 (ファイル等で綴じる。) し、1 部を提出すること。
- ※ No.7~10は、No.1~6と別に、記載の順に製本し、1部を提出すること。
- ※ 各提出書類の電子データを電子メールで提出すること。 送信時の件名は「補助金窓口プロポーザル電子データ提出」とすること。 (提出先) kankyou03@city.nerima.tokyo.jp
- ※ 提出された書類等は返却しない。

4-5 一次審査

参加資格を満たす者について、提出書類に基づき審査を行う。得点の高い順に3者 程度を一次審査通過とする。

審査結果は書面を令和8年1月9日(金)に発送することにより通知する。

4-6 二次審査

一次審査を通過した者について、令和8年1月16日(金)に、提案書等に基づき提案内容についてのプレゼンテーション、ヒアリングを行い、区の求める水準以上の提案を行った事業者の中から、一次審査の得点と合わせた合計点が最も高い者を受託候補者とする。

選考時間は1者あたり30分程度(プレゼンテーション15分、ヒアリング15分程度) とする。

説明者は本業務を受注したときに主な担当となる者とし、2名以内とする。審査結果は書面を令和8年1月23日(金)に発送することにより通知する。

4-7 評価項目

評価項目	評価の視点	一次	二次
	・事業効率の状況		
事業者の安定性・継続性	・資金力の有無		\bigcirc
ず未行の女だは、松桃は	・借入金の返済能力の有無		
	・経営の安全性		
業務実績	・官公庁との契約実績	\circ	\circ
	(1)業務執行体制、要員配置の妥当性		\bigcirc
実施体制	(2)要員の研修体制		0
	(3)個人情報保護等法令遵守の取組	0	\circ
	・委託目的との整合性		
 提案内容	・業務内容の理解度		\bigcirc
旋条门谷 	・提案内容の的確性		
	・提案内容の具体性		
見積価格	・見積価格の妥当性	0	
区民雇用の促進	・区民雇用の促進		0
区内事業者である	・区内に本店を有する	0	0

5 受託候補者との協議

受託候補者と区との協議により、委託業務の詳細な内容を決定する。

受託候補が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に、練馬区から指名停止措置を 受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合 は、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のものを新たに受託候補者として選定する ことができる。

6 情報公開

本件業者選定情報(提出書類を含む。)は、練馬区情報公開条例(平成13年10月練馬区条例第61号)に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、「プロポーザル 方式による事業者選定情報に係る情報公開基準」(別紙2)に基づき取り扱うものとする。

7 その他事項

(1) 提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とする。

- (2) 提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。
- (3) 審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。
- (4) 提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、 虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとする場合もある。
- (6) 提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
- (8) 本件にかかる予算が成立しない場合、区は契約を締結しないまたは解除することができる。なお、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとする。
- (9) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

8 問合せ先・担当

練馬区環境部環境課地球温暖化対策係 長谷川 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所本庁舎18階

電 話:03-5984-4705

E-mail: kankyou03@city.nerima.tokyo.jp